

事例1 ニッポンダイナウェーブパッケージングによるウェアーハウザーエヌアールカンパニーの液体用紙容器原紙の製造販売事業の譲受け

第1 本件の概要

本件は、日本製紙株式会社（法人番号8011501009422）（以下「日本製紙」という。）を最終親会社とする企業結合集団（以下「日本製紙グループ」という。）に属するニッポンダイナウェーブパッケージング（本社米国。以下「N D P」という。）¹が、ウェアーハウザーエヌアールカンパニー（本社米国。以下「ウェアーハウザー」といい、日本製紙グループとウェアーハウザーを併せて「当事会社」という。）から、米国ワシントン州に拠点を有するウェアーハウザーの液体用紙容器原紙（Liquid Packaging Board。以下「L P B」という。）の製造販売事業を譲り受けること（以下「本件行為」という。）を計画したものである。

関係法条は、独占禁止法第16条である。

第2 一定の取引分野

1 商品の概要

(1) L P B

L P Bは、白板紙の一種であり、原料であるバージンパルプを抄紙機によって原紙に加工した液体用紙容器用の紙製品である。L P Bは、液体用紙容器製造販売業者において、飲料等の液体用紙容器（紙パック・カートン）に加工され、使用される。

L P Bは、基本的に、①パルプ生産、②原紙への加工（抄紙）、③ラミネート加工という工程を経て製造される。製品用途によっては、顧客である液体用紙容器製造販売業者側でラミネート前の原紙に印刷等の加工を行った後にアルミ箔の貼合とともにラミネート加工が行われる場合もある。

L P B製造販売業者は全世界中に存在するが、いずれのL P B製造販売業者においても製造工程・製造技術はほぼ共通している。

(2) 液体用紙容器

液体用紙容器（紙パック・カートン）の製品には、

- ① L P Bに顧客ごとの商品デザインに応じた印刷をし、折り目を付け（クリース）、打ち抜きをした後、貼り加工して折り畳んで梱包したもの（ゲーブルトップ型）と、
- ② 印刷・クリースをし、ラミネート加工した後、巻取りに加工して梱包したもの（ブリック型）

が存在する。

いずれの液体用紙容器製造販売業者においても、液体用紙容器の製造工程・製造技術は、ほぼ共通している。

¹ 本件行為を達成することのみを目的として日本製紙が米国デラウェア州に設立した日本製紙の完全子会社（いわゆる買収S P C）である。

2 商品範囲

(1) L P B

L P Bは、液体用紙容器用の原紙であり、液体を充填する必要があることから、耐久性、耐水性、加工適性等の面で他の白板紙と大きく性質が異なる。このため、需要者である液体用紙容器製造販売業者にとって、他の白板紙との間の需要の代替性はない。

また、L P Bは最終的に飲料等の液体用紙容器に用いられるため、

- ① 原料にはバージンパルプのみが使用され、市中から回収した古紙を使用したパルプが配合されない
- ② 製造過程で一定の基準を上回る細菌が含まれていないか否かをチェックするなど、製造環境の衛生面において特別な対応が必要になる

など、L P Bは、原材料・製造工程・品質管理の面においてその他一般の白板紙と異なる面があることから、供給の代替性も限定的である。

なお、特にゲーブルトップ型のL P Bはラミネート加工が不可欠であり、主要なL P B製造販売業者はいずれもラミネーターを有している。ラミネート加工の原材料には複数のものがあるが、加工の目的がL P Bの有する耐久性、耐水性等の機能を強化するためであることは共通しており、異なる原材料を用いて製造されたL P B間においては代替性がある。また、ラミネート加工は、需要者である液体用紙容器製造販売業者が自ら又は第三者に外注して行う場合もあり、需要者からみて、ラミネート加工されたものと非加工のものの間には、需要の代替性があると認められる。

以上のことから、本件では、「L P B」を商品範囲として画定した。

(2) 液体用紙容器

液体用紙容器の形状には、前記1(2)のとおり、ゲーブルトップ型及びブリック型の2種類が存在する。

ゲーブルトップ型は、主に長期保存が不可能な牛乳・加工乳、果汁等の冷蔵輸送用であり、ブリック型は、主に長期保存が可能な清涼飲料等の常温輸送用に使用される。そのため、需要者は、ゲーブルトップ型においては主に乳業メーカー、ブリック型においてはお茶、ジュース等の飲料メーカーである。

また、ブリック型については、内容物の常温での長期保存を可能とするため、液体を容器に充填する際に滅菌処理を行う必要があり、さらに、ゲーブルトップ型の容器とは異なる充填設備を用いるため、需要者にとって、ゲーブルトップ型とブリック型の間に代替性はないと考えられる。

以上のことから、本件では、「ゲーブルトップ型の液体用紙容器」と「ブリック型の液体用紙容器」を商品範囲として画定した。

3 地理的範囲

(1) L P B

日本製紙を含む日本の液体用紙容器製造販売業者は、L P Bの日本国内需要の約95%を海外の製造販売業者から輸入しており、北米、欧州など全世界のL P B製造販売業者からL P Bを調達している。通常、国内外の液体用紙容器製造販売業者は、複数購買を実施し、国内外の複数のL P B製造販売業者から見積りを取り、価格、品質、納期等を考慮した上でL P B製造販売業者の選定を行っており、全世界のL P B製造販売業者を地域的に区別することなく取引している。

また、ウェアーハウザーを含む主要なL P B製造販売業者は、日本だけでなく、北米、アジア、欧州、オーストラリアなど、全世界にL P Bを輸出している。L P Bの輸送上の障壁は特になく、大幅なコスト負担なしに全世界に輸送が可能である。当回事社の推計によれば、L P Bの輸送費が調達価格全体に占める割合は10%未満とのことであり、関税は課されないので、輸送費等の距離的な要因がL P Bの価格に与える影響は軽微である。

このため、本件では、「世界全体」を地理的範囲として画定した。

(2) 液体用紙容器

日本製紙の液体用紙容器の販売先は日本全国の乳業・飲料メーカーであるところ、これらの需要者は、液体用紙容器を、基本的に日本の液体用紙容器製造販売業者のみから購入している。液体用紙容器の輸送においては日本国内での地理上の制約はなく、地域によって価格が異なることもない。

したがって、本件では、「日本全国」を地理的範囲として画定した。

第3 本件行為が競争に与える影響

1 水平型企業結合

L P B製造販売業に関する当回事社及び競争事業者の市場シェアは以下のとおりであり、H H Iの増分は約2となることから、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当する。

【平成26年におけるL P Bの市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	A社	約25%
2	B社	約20%
3	C社	約15%
4	D社	約10%
5	E社	約10%
6	F社	約5%
7	ウェアーハウザー	約5%
8	G社	0-5%
9	H社	0-5%
10	I社	0-5%
	日本製紙	0-5%

	その他	0—5%
	合計	100%

2 垂直型企業結合

(1) 当事会社の地位及び競争事業者の状況

ア 川上市場

L P B 製造販売業に関する当事会社及び競争事業者の市場シェアは前記 1 のとおりであり、H H I の増分は約 2 となることから、垂直型企業結合のセーフハーバー基準に該当する。

イ 川下市場

(ア) ゲーブルトップ型の液体用紙容器の製造販売業

ゲーブルトップ型の液体用紙容器の製造販売業に関する当事会社及び競争事業者の市場シェアは以下のとおりであり、H H I は約 2, 200、当事会社の市場シェアは約 35% であることから、垂直型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【平成 26 年におけるゲーブルトップ型の液体用紙容器の市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	日本製紙	約 35%
2	J 社	約 20%
3	K 社	約 15%
4	L 社	約 10%
5	M 社	約 10%
6	N 社	約 10%
合計		100%

(イ) ブリック型の液体用紙容器の製造販売業

ブリック型の液体用紙容器の製造販売業に関する当事会社及び競争事業者の市場シェアは以下のとおりであり、H H I は約 7, 300、当事会社の市場シェアは約 15% であることから、垂直型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【平成 26 年におけるブリック型の液体用紙容器の市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	O 社	約 85%
2	日本製紙	約 15%
合計		100%

(2) L P Bの購入拒否等

ア 顧客閉鎖を行う能力

日本国内における液体用紙容器の製造販売業における日本製紙の市場シェアは、前記(1)イ(ア)及び(イ)のとおり、ゲーブルトップ型においては約35%，ブリック型においては約15%であり、ゲーブルトップ型、ブリック型のいずれについても、競争事業者の市場シェアが相当高くなっている。

また、L P Bは日本以外の世界各国に所在する液体用紙容器製造販売業者に対して販売することが可能であるところ、日本以外に所在するL P Bの需要者として、有力な液体用紙容器製造販売業者が複数存在する。

したがって、本件行為後に、仮に、日本製紙が、川上市場におけるN D Pの競争事業者であるL P B製造販売業者からのL P Bの購入を全廃又は一定量削減するとしても（以下、(2)及び(3)において、この行為を「顧客閉鎖」という。），当該競争事業者は、日本製紙以外の日本国内又は海外の液体用紙容器製造販売業者に対してL P Bの供給を振り替えることが可能であるため、日本製紙は顧客閉鎖を行う能力を有していないと考えられる。

イ 顧客閉鎖を行うインセンティブ

日本製紙が平成26年に購入したL P Bのうち、半分程度がウェアーハウザーからの購入分である。

日本製紙を含む日本の液体用紙容器製造販売業者は、L P Bを国内外の複数の製造販売業者から購入する複数購買を行っている。これは、米国や欧州のL P B製造販売業者の製品間には品質面で大きな差異がないところ、米国のL P B製造販売業者のみから購入するとした場合、米国でしばしば発生する港湾ストライキによってL P Bの供給が滞る結果、液体用紙容器の製造に支障を来すおそれがあるためである。

また、L P Bに関しては、乳業メーカー、飲料メーカー等の顧客がその液体用紙容器に使用されるL P Bの製造販売業者を指定することもある。

こうした商品調達上のリスクヘッジや顧客からの要望に応える必要があることに鑑みれば、日本製紙が、本件行為後にN D PからのL P Bの調達比率を更に引き上げて、N D Pのみと取引を行うことは困難であり、本件行為によって顧客閉鎖を行うインセンティブが生じる可能性は低いと考えられる。

ウ 小括

以上によれば、本件行為については、顧客閉鎖を行うことによる市場の閉鎖性・排他性の問題は生じないと認められる。

(3) L P B製造販売業者による協調的行動

日本製紙が顧客閉鎖を行わずに本件行為後も継続してN D Pの競争事業者であるL P B製造販売業者と取引を行う場合、N D Pは、日本製紙を通じて、当該競争事業者が供給す

るL P Bの価格等、競争上重要な情報を入手することが可能となり、当該競争事業者の行動を予測することが容易になる。また、当該競争事業者も、N D Pが当該情報を入手していることを予測することができる。その結果、L P B製造販売業において、N D Pと競争事業者の間で協調的な行動を探る可能性が高くなることが考えられる。

しかしながら、L P B製造販売業においては、前記1のとおり、有力なL P B製造販売業者が数多く存在しており、N D Pと競争事業者の間で協調的行動に関する共通認識が醸成される可能性は低い。

したがって、川上市場において、本件行為によって、当事会社と競争事業者の間で協調的な行動を探る可能性が高まることにはならないと考えられる。

(4) L P Bの供給拒否等

L P B製造販売業に関する当事会社及び競争事業者の市場シェアは前記1のとおりであり、本件行為後の当事会社の市場シェアは約5%となることから、垂直型企業結合のセーフハーバー基準に該当する。

したがって、N D Pが本件行為後に日本製紙の競争事業者であるゲーブルトップ型の液体用紙容器の製造販売業者及びブリック型の液体用紙容器の製造販売業者に対してL P Bの供給拒否等を行っても（以下、(5)において、この行為を「投入物閉鎖」という。），市場の閉鎖性・排他性の問題は生じないと認められる。

(5) 液体用紙容器製造販売業者による協調的行動

他方、N D Pが投入物閉鎖を行わず、本件行為後も継続して日本製紙の競争事業者と取引を行う場合には、日本製紙は、N D Pを通じて、競争上重要な競争事業者の情報（L P Bの調達価格、調達量、商品仕様、調達計画等）を入手することが可能となり、

① ゲーブルトップ型の液体用紙容器の製造販売業においては、前記(1)イ(7)記載のとおり、事業者数が比較的少ない中にあって、日本製紙の市場シェアは第1位となっていること

② ブリック型の液体用紙容器の製造販売業においては、前記(1)イ(1)記載のとおり、製造販売業者が日本製紙を含めて2社しか存在しないこと

に鑑みれば、本件行為により、日本製紙と競争事業者の間で協調的な行動を探る可能性が高くなることが考えられる。

しかしながら、L P B製造販売業においては、前記1のとおり、有力なL P B製造販売業者が数多く存在しており、日本製紙の競争事業者はN D P以外の有力なL P B製造販売業者とも取引することができることから、仮に日本製紙がN D Pを通じて、競争事業者のN D PからのL P Bの調達価格等の情報を入手し得るようになったとしても、競争事業者による様々な調達先からのL P Bの調達価格等を予測できる範囲には限界があると考えられることに加え、本件については、あらかじめ、当事会社から後記第4のとおり情報遮断措置を講じる旨の申出があったため、その内容を踏まえて独占禁止法上の評価を行うこととした。

第4 当事会社による情報遮断措置の申出

当事会社は、本件行為に関して、公正取引委員会の審査の迅速化のために、本件行為の実行時において、日本製紙とN D Pとの間で情報遮断措置（以下「本件措置」という。）を講じ、これを、市場環境の変化や持株比率の変化の結果としてその必要性がなくなるまでの間維持することとした旨を届出書において上申してきた。

当事会社から申出のあった本件措置の内容は、以下のとおりである。

- ① 日本製紙グループにおいてL P B事業に従事する役職員等（以下「対象役職員」という。）は、L P B事業を通じて得られた川下市場の競争事業者の競争上有意な情報（L P Bの調達価格、調達量、商品仕様、調達計画等）について、日本製紙において液体用紙容器事業に従事する部署（以下「液体用紙容器事業の担当部署」という。）の役職員に対して開示しない。
- ② 上記①の守秘義務を担保するため、対象役職員に対して、守秘義務に違反した開示行為が懲戒処分の対象となる旨を明記した誓約書を徵求する。また、対象役職員が液体用紙容器事業の担当部署の役職と兼務することがないようにするとともに、本件行為の実行以降に対象役職員の地位にあった者を他部署へ異動させる際は、当該異動の時から少なくとも2年間、液体用紙容器事業の担当部署には配属させないこととする。
- ③ 日本製紙の液体用紙容器事業の担当部署は、現在、本社ビル内において、対象役職員がいる部署とは異なるフロアに配置されている上、他部署の共有システムフォルダーに保存されたデータにアクセスすることができないようになっており、場所的及びシステム的に情報遮断が行われているところ、本件行為後においてもかかる運用を継続する。同様に、N D Pの共有システムについても、日本製紙の液体用紙容器事業の担当部署に所属する役職員がアクセスできないよう、システム上の対応を行う。
- ④ 日本製紙は、本件行為後、公正取引委員会に対し、上記①ないし③に基づいて講じた措置の内容について報告を行うこととする。また、市場環境の変化や持株比率の変化の結果としてこれらの措置を取りやめることとする場合には、あらかじめ公正取引委員会の了承を得るものとする。

第5 本件措置に対する評価

前記第4の本件措置が講じられれば、ゲーブルトップ型の液体用紙容器の製造販売業及びブリック型の液体用紙容器の製造販売業において、日本製紙及び競争事業者の間で協調的行動が採られるおそれは更に低減するので、本件措置は有意義なものであると認められる。

第6 結論

前記第3の2(5)の事情に加え、当事会社が申し出た本件措置を講じることを前提とすれば、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはないと判断した。